6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shigeru Higashiyama, Deputy Director-General Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction to dredge route, anchorage (−12m) (the west) (No. 1) and the others at Higashikou area, Port of Niigata

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　13 June 2011

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00　12 July 2011 (tenders brought with 12 : 00　12 July 2011 or tenders submitted by mail 12 : 00　12 July 2011)

⑹　Contact point for tender documentation : Yuko Narisawa Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1−1−1, Misaki-cho, Chuo-ward, Niigata-City 950−8801, TEL 025−370−6650

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年5月17日

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長　林　　道晴

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　札幌高地裁庁舎耐震改修工事

⑶　工事場所　北海道札幌市中央区大通西11丁目

⑷　工事内容　本工事は、札幌高地裁庁舎耐震改修工事である。

建物用途　裁判所庁舎、構造・階数　地上８階、地下１階、鉄骨鉄筋コンクリート造

建築面積約1,911㎡、延べ面積約16,959㎡、敷地面積約10,287㎡

⑸　工期　平成25年12月25日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約6,600㎥、鉄筋約800ｔ、アイソレータ24基、弾性すべり支承20基、鉛ダンパー12基

⑺　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、支出負担行為担当官の承諾を受けなければならない。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)、又は、次の⑴、⑵及び⑷の条件を満たしている単独有資格業者であること。

⑴　共同企業体のすべての構成員

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別な理由がある者に該当する。

イ　裁判所の平成23・24年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがあった者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑴イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、札幌高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

⑵　共同企業体の代表者である構成員

ア　裁判所の平成23・24年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,300点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事における総合点数が1,300点以上であること。)。

イ　平成８年度以降に次の要件を満たす新営工事又は改修工事を元請けとして施工し、完成・引渡しまでを完了した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和施設を有する部分に限る。)の面積（これに付随する共有部を含む。)が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指す。

㋑　構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で免震構造としたもの　地上６階建以上、地下１階以上

㋒　建物規模　延べ面積11,000㎡以上（１棟あたり）

㋓　工事種目　建築一式工事

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員

ア　裁判所の平成23・24年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,000点以上であること（上記２⑴イの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事における総合点数が1,000点以上であること。)。

イ　平成13年度以降に次の要件を満たす新営工事又は改修工事を元請けとして施工し、完成・引渡しまでを完了した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和施設を有する部分に限る。)の面積（これに付随する共有部を含む。)が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指すものとする。

㋑　構造・階数　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨造以外の鉄骨造　地上２階以上

㋒　建物規模　延べ面積4,000㎡以上（１棟当たり）

㋓　工事種目　建築一式工事

⑷　次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは、一級建築士又は国土交通大臣若しくは建設大臣から一級建築施工管理技士と同等の能力を有すると認定されたものをいう。

イ　上記２⑵イの基準を満たす工事の経験を有する者であること。

ただし、年度の設定は平成８年度以降とあるのを平成13年度以降とし、建物の構造が免震構造か否かは問わない。

ウ　申請書の提出期限の日において、共同企業体の構成員（共同企業体を構成しない場合は申請者）と３箇月以上の雇用関係にあること。

エ　監理技術者資格者証を有する者であること。

オ　監理技術者として配置する場合には、監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、これに準ずる者とは、平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者又は平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者のうち、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者をいう。

⑸　構成員の数　２者とする。

⑹　結成方式　自主結成とする。